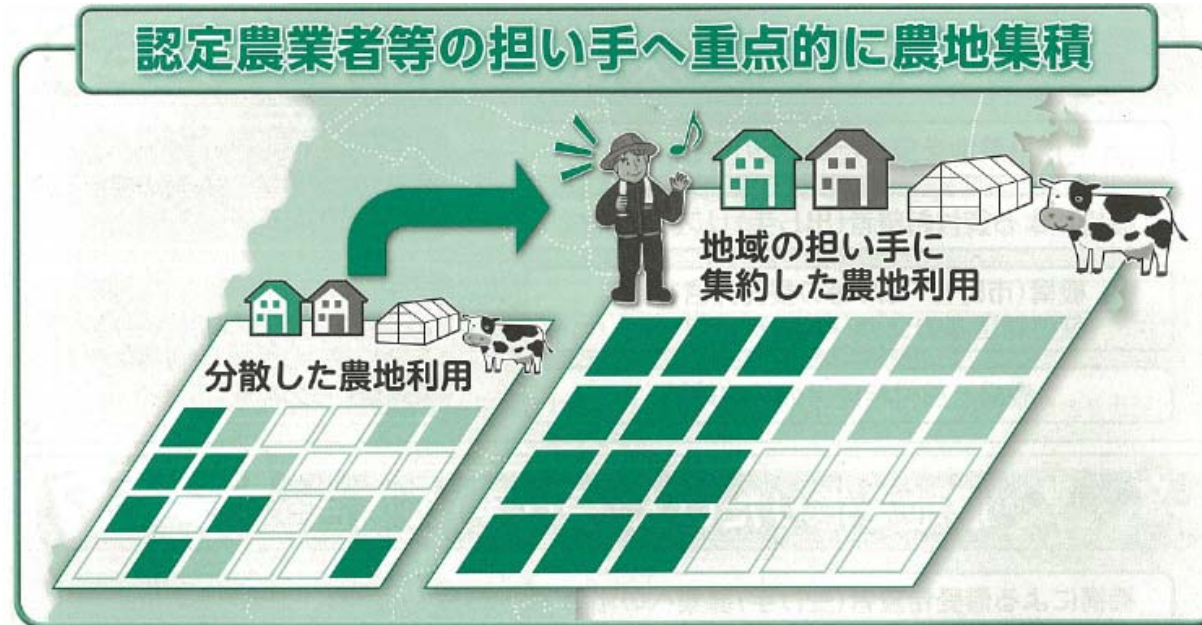


農地中間管理事業について



平成29年4月26日(水)
宮城県農地中間管理機構
(公社)みやぎ農業振興公社



『話し合い』からはじまる地域活性化！

農地の貸し借りは、農地集積バンクが
いろいろお世話してくれるそうよ。

地域ぐるみで取り組めば、
ダイナミックな農地利用調整
(農地シャッフル)も可能です。

何とか頼まれた農地を
まとめてほしい！

I 農業構造の改革と生産コストの削減のために

【政府方針】

- ・ 国は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定。
(H25,12,10策定,H28,11,29最終改訂)
 - ⇒ 安倍内閣としての農政改革のグランドデザイン。
 - ⇒ 「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進→「生産現場の強化」
 - ⇒ 4つの数値目標 (今後10年間(H35まで))
 - ① 農地集積・集約化対策に関する数値目標
⇒**担い手の農地利用が全農地の8割**を占める農業構造の確立(現行5割)
 - ② 資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減。
 - ③ 新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大(現行20万人)。
 - ④ 法人経営体数を5万法人に増加(現行1.25万法人)。



【県方針】

＜方針・プラン＞

- ①農地中間管理事業の推進に関する基本方針（宮城県H26,3策定）
- ②宮城県農地集積アクションプラン（宮城県H26,9策定）

＜具体的集積目標＞

(1)集積目標

（単位：ha）

		現状（H22）		目標（H35）		今後集積すべき目標	
		面積	率	面積	率	面積	率
耕地面積(A)		129,600		129,600			
担い手利用面積(B)		59,090	100.0%	116,640	100.0%	57,550	100.0%
内訳	自己所有面積	21,110	36.0%	23,300	20.0%	2,190	4.0%
	借入面積	14,527	24.0%	58,300	50.0%	43,773	76.0%
	農作業受託面積	23,453	40.0%	35,040	30.0%	11,587	20.0%
集積率(B)/(A)			45.6%		90.0%		

(2)借入農地の集積目標面積

10年間 41,300ha（43,773ha(H22 末)－2,473ha(H23～H25実績)）
年 間 2,000ha～4,560ha

(3)農地中間管理事業の集積目標面積

担い手農業者に対する農地集積面積（借入）の事業別目標の設定（県）

県全体の年間集積目標面積 4,560ha（純増）（A）

の75%が機構対応 3,400ha（純増）（B）

☆H28以降の機構目標面積 4,250ha（純増以外含む）（C=B÷0.8）

Ⅱ 担い手農業者への様々な農地集積手法

<農地売買>

- ①農業委員会：農地法 3 条許可
- ②市町村長：農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の公告
- ③機構（公社）：農地保有合理化事業→H 2 6 から「機構特例事業」に衣替え

<農地賃貸借>

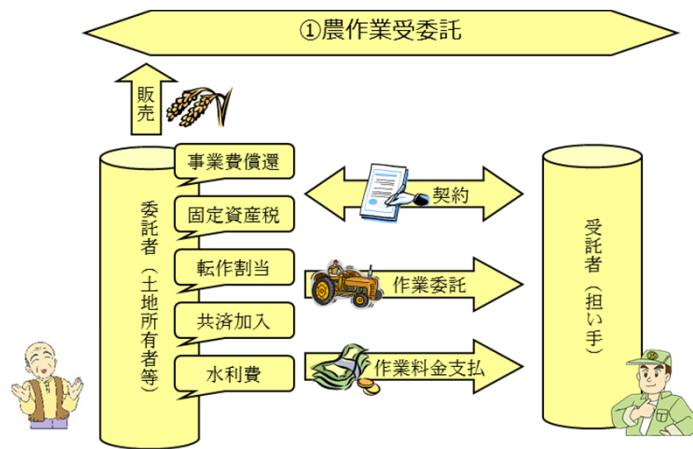
- ①農業委員会：農地法 3 条許可
- ②市町村長：農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の公告
- ③ J A 等：農地利用集積円滑化事業
- ④機構（公社）：農地保有合理化事業
→H 2 6 から廃止し、「農地中間管理事業」を新たに開始

<（特定）農作業受委託>

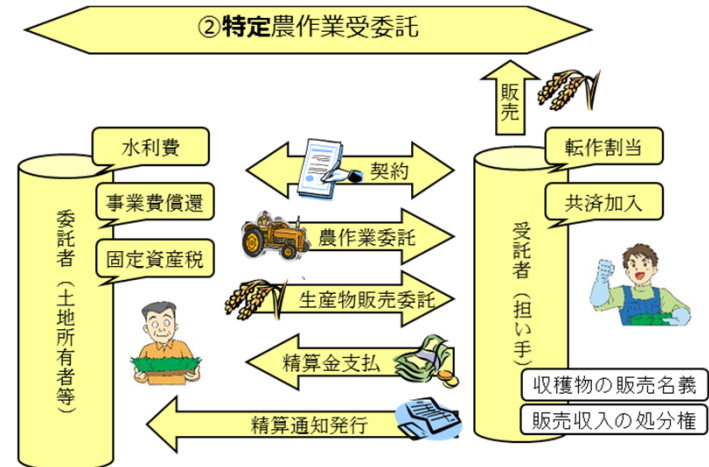
- ①民法
- ※「農作業受委託」と「特定農作業受委託」の違い
 - (1)販売名義
 - (2)収穫物の帰属先
 - (3)作業料金・精算金の流れ 等



参 考



- ・農作業の受委託です。契約手続きは基本的に相対で行います。
- ・農作業委託は、主な基幹作業を受託。
例) 水稻の場合：耕起・代かき、田植え、稲刈り・脱穀



- ・農作業の受委託です。契約手続きは、基本的に相対で行います。
- ・担い手が経営所得安定対策に加入する場合、対象経営地に加算できません。
(農地整備事業では、集積計上できます。)
- 例) 水稻：基幹3作業（耕起、代かき、田植え、収穫）のうち1作業だと1／3計上、
2作業だと2／3計上、3作業以上で3／3計上となる。



Ⅲ 農地中間管理事業の概要

【法人指定】

- ・ 根拠：農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）第4条
- ・ 指定：平成26年3月28日 宮城県（農振）指令第220号宮城県知事指定

【事業の概要】

＜法律的表現では＞

機構として、農地の賃貸借を通じて、農地利用の再配分を行うこと等により、

①農業経営の規模拡大、②利用する農地の集団化、③農業への新規参入の促進を図る。

＜具体的内容は＞

農業振興地域整備計画策定33市町村（県内35市町村中塩竈市・女川町除く）を対象に機構が農地所有者より**①農地を借受け**（農地中間管理権の取得）て、②必要な場合には簡易な条件整備等を実施し、**③担い手農業者（認定農業者等）へ農地集積に配慮し貸付**ける。（事業対象となる農地は、農業振興地域内の農地）

＜簡単に言うと＞

『農地所有者と担い手農業者の仲人役として公的機関である機構（公社）が契約相手となり、農地所有者には安心感を約束し、担い手農業者へは使い勝手の良いかたちでの農地貸付（原則10年）を約束した長期の農地賃貸借契約』。



農地中間管理事業の仕組み



出し手

市町村・農業委員会・
JA等へ相談

機構へ貸付け

注) 農用地として利用が困難な場合や、該当区域の受け手リストに候補者がいない場合などは、すぐには借り受けせず、貸付希望者リスト(出し手リスト)に掲載してマッチング活動を継続します。

農地中間管理機構 (農地集積バンク)

- ① 出し手から農地を借受け
- ② 必要な場合は簡易な条件整備等を実施
(出し手・受け手の負担が伴います。)
- ③ 受け手(認定農業者等)への農地集積に配慮し貸付



機構から借受け

農用地利用配分
計画案(市町村作成)

農用地利用配分計画
の公告(県)

受け手
(担い手)

＜今何故，農地中間管理事業が必要か？＞

- ・ これまでは様々な農地集積手法により，一定程度の農地集積は進められてきた。
- ・ 農村では，農業従事者の高齢化や後継者不足により長い間県民の食を支えてきた方々が，後に続く方に道を譲ろうとする傾向にある。
- ・ しかし相手がいない等の理由で農地を有効に利用できるか危惧される地域が増えつつある。
- ・ 一方で、もっと農地を広げたいという農業経営者がいるが、分散したままでは効率が上がらない等の悩みがある。
- ・ 今、農業生産の場である「**農地**」をうまくリレーすることが**早急に必要**となっている。

課題解決の
一つの方策が

『農地中間管理事業』

《農地集積バンクが一丸となって推進！》

《農地集積バンクの構成》
県・市町村・農業委員会・ＪＡ・機構等の関
係機関・団体



＜具体的仕組み＞

1 農地貸付希望者のリスト化（機構）

- (1)機構は、「相談・申請窓口」（市町村・ＪＡ等への業務委託含む）を設置。
- (2)事業開始は、農地所有者の貸付申請に基づいた「**貸付希望者リスト**」の作成。



2 農地借受希望者のリスト化

- (1)機構は、年数回「農地借受希望者の募集（公募）」を実施。
⇒農地借受希望者からの応募に基づく「借受希望者リスト」を作成しＨＰ等で公表。
- (2)農地中間管理事業の活用を希望する担い手農業者は、「**借受希望者リスト**」への登録が必須。

3 農地の出し手と受け手のマッチング活動

- (1)マッチング活動は、業務委託先の市町村・農業委員会・ＪＡ等を含めた機構の重要な役割。
- (2)具体的には、機構が定めた『**貸付先決定ルール**』に基づき行い、貸付先や契約条件である契約期間や賃料等を確認・調整。
- (3)様々なケースが想定され、貸付申込時点から相手が決まっているケースや、必ずしもマッチングが成立せず機構が借り入れできないケースもある。

4 マッチング成立

5 機構借入事務等の開始（機構借入・機構貸付・耕作開始等）

(1) マッチング成立後に機構借入事務等を開始（借受相手のいない案件はなし）

※ 機構が取得する「農地中間管理権」とは、担い手農業者に貸付するために農地所有者から借り入れる権利です。

(2) 農地中間管理事業の仕組みは、『**農地所有者の希望する農地をリスト化し**、関係者一丸となり、また様々な他事業とのパッケージ化により、公表されている**担い手農業者の意向に則した農地集積等に配慮した貸付を行う**』もの。

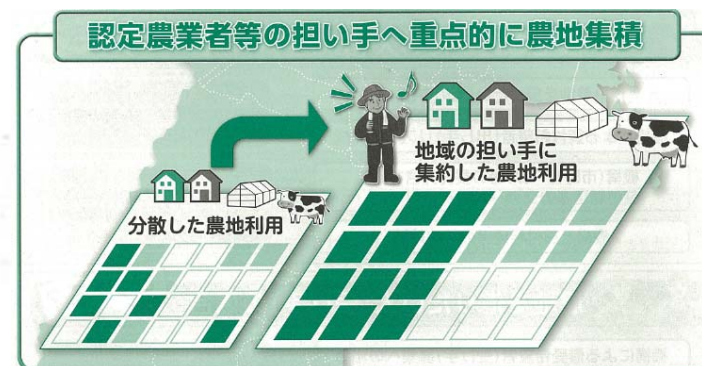
事業活用のメリット

① 出し手のメリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます（固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予）。

② 受け手（担い手）のメリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 農地の貸し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、口座振替で便利です。
- 農地中間管理事業と他事業とのパッケージ活用により、より一層の経営の効率化が図れます。



6 これまでよく農家の皆さんに聞かれること等（機構としてのお願い）

(1) 『機構集積協力金』に関する質問への対応。

『協力金の対象となりますか』，『私はいくらもらえますか』などの具体的な内容は，市町村窓口での対応をよろしくお願いいたします。

機構集積協力金については，機構職員も説明できますが，**県が取扱方針を定め，事業主体及び実務は農地の存する市町村**となります。



(2) 事業活用への一層の誘導

農業者からの声（例）

『農地を貸す場合，農地中間管理事業でなくとも良いよね』

『手続きが面倒だ』 『時間がかかる』 『手数料が取られる』 等

ちょっとまって！

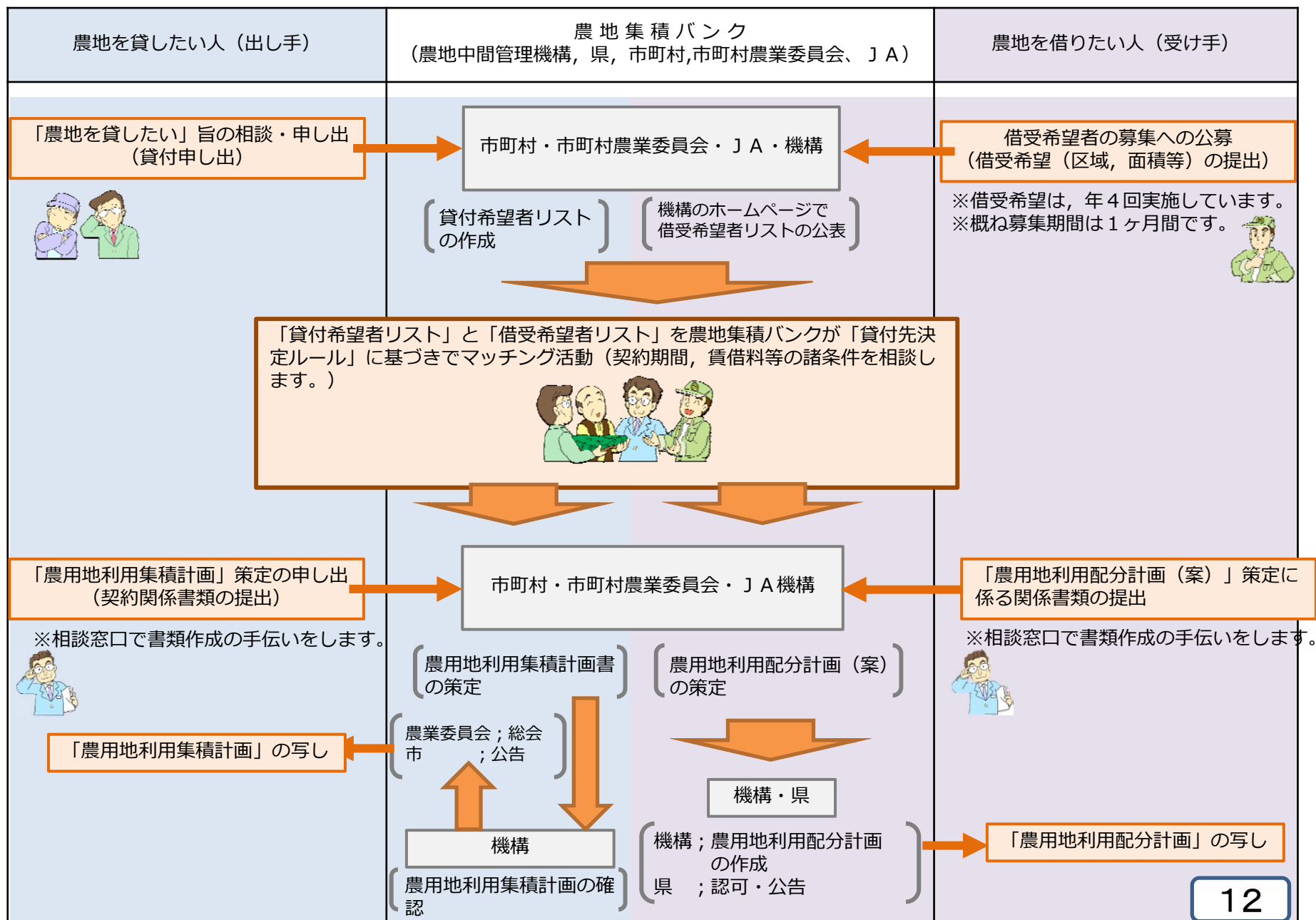
農地中間管理事業は，機構が借入た農地が増えれば増えるほど，地域の話し合いを行い耕作地の交換，いわゆる『**農地のシャッフル**』を行い，地域にとって最も使い勝手の良い土地利用を実現できる唯一の事業です。

事業推進の各組織担当者による事業活用への一層の誘導をお願いいたします。

（現在，担い手農業者等事業活用者からの声かけ運動も実施中！）

様々な声をお聞きし、機構としても使い勝手の良い事業へと改善実施や新たな提案をして参ります。

● 農地中間管理事業の申し出～契約締結までの流れ ●



● 農地中間管理事業の活用を希望される皆様へ ●

<申請に必要な書類>

【貸付人（農地を所有されている方）】

1. 印鑑（実印）
2. 印鑑証明書（自署の場合は不要です。）
3. 金融機関の通帳と通帳の届け出印
（賃借料振込み又は手数料の引き落としを行うため：物納の場合を含む）
4. 登記事項証明書（登記事項要約書でも可）
5. 本人と確認出来る書類（運転免許証又は健康保険証等）
6. 委任状（代理申請の場合）

【借受人（耕作される方）】

1. 印鑑（認印で結構ですが、金融機関の通帳の届出印でもよろしいです。）
2. 金融機関の通帳と通帳の届け出印
（賃借料又は手数料の引き落としを行うため：物納の場合を含む）
3. 本人と確認出来る書類（運転免許証又は健康保険証等）をご持参下さい。
4. 委任状（代理人申請の場合）

<相談・申請窓口>

市町村、市町村農業委員会、JAで随時、相談・申し込みを受け付けます。

<申請から許可・公告までの流れ>

【貸付人（農地を所有されている方）】

受付を行った申請書等は、一度、農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）へ送付し、各月ごとに書類を取りまとめ、月末に開催される市町村農業委員会へ諮った上で、市町村が許可・公告を行うことになります。

受付から許可・公告まで概ね3～4ヶ月を要します。

【借受人（耕作される方）】

受付を行った申請書等は、農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）へ送付し、機構から県へ申請後、縦覧を経て県知事より認可・公告となります。

受付から認可・公告まで概ね5～6ヶ月を要します。

<本人記載>

申請書の記載は本人の自署が原則です。

<委任状>

代理人（行政書士等）が申請する場合は、委任状と代理人の住所が確認できるものを持参して下さい。

※行政書士でない方が、業として官公署の窓口に提出する申請書等を、他人の依頼を受け報酬を得て作成することは、法律違反になることがあります。

<農用地利用集積計画書（貸付人）・農用地利用配分計画書（借受人）>

公告後に計画書（契約書写し）の1部を受理していただきます。

この計画書が、賃貸借契約書に代わるものとなりますので契約期間中は大切に保管願います。

<貸付期間>

事業の制度上、農地の貸付期間は原則10年以上となります。

<賃借料の設定>

賃借料は金納となります。場合によっては無償（使用貸借）による貸付もありますが、賃借料の区分毎に申し込みを行っていただくことになります。（関係市町村の農地の近傍類似賃借料や農地の賃借料情報等を参考に設定します。）

※物納の対応も可能な場合がありますのでご相談下さい。

<賃借料の精算>

賃借料の精算は、金納の場合、毎年11/10（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に借受人の指定口座から引落します。毎年11/25に貸付人の指定口座へ振り込みいたします。

<手数料>

賃借料に対して1パーセントの手数料を毎年機構に収めていただくことになります。

（例示：賃借料10,000円の場合は100円となります。）

貸付人へは、賃借料から手数料を差し引いた額を指定口座へ振込ます。

借受人からは、手数料を賃借料に上乗せした額を指定口座から引落します。

※徴収した手数料は、機構事業で国の補助対象とならない経費や担い手農業者への支援等に活用されます。

<贈与税>

貸付申請農地が生前一括贈与を受けた特例農地で、贈与税の特定貸付に該当する場合は、認可・公告後2ヶ月以内に農地を管轄する税務署への届け出が必要です。

（手続きを怠ると、猶予されている贈与税を納付することが必要となりますので注意願います。）

<農業者年金受給者>

現在、農業者年金を受給している方、近々受給予定の方については別途相談願います。

<借受人（耕作される方）>

貸付できる借受人の条件は、借受希望された方のうち当該農地のある市町村の認定農業者または、当該農地の人・農地プランの中心経営体等であることが必要です。



IV 参考までに・・・

【①機構介入のタイミングとその対応策等】（考えられるケース）

1 出し手と受け手が決まっているケース

- (1)受け手（担い手）に新たに貸付けするケース（いわゆる「**純増分**」）
- (2)これまでも受け手に貸付けされていたが、新たに機構事業を活用するケース
➡ 契約内容等を確認のうえ事務処理を行う。（集落営農からの法人化含む）

2 出し手の貸付希望のみで受け手が決まっていないケース

- ➡ 「借受希望者リスト」の登録者に対し、「貸付先決定ルール」に基づき「マッチング活動」を機構（業務委託先含む）が行い、「マッチング」後に事務処理を行う。

3 受け手の借受希望のみで出し手が決まっていないケース

- ➡ 「貸付希望者リスト」の登録者に対し、「貸付先決定ルール」に基づき「マッチング活動」を機構（業務委託先含む）が行い、「マッチング」後に事務処理を行う。

4 地域全体での農地利用を進めるケース（集落営農からの法人化含む）

- ➡ 地域内で農地利用につき、出し手・受け手・機構も含めた関係機関・団体等で「**話し合い（合意形成）**」のうえで、「借受希望者リスト」の登録者に対して貸付の事務処理を行う。（**シャッフルも伴う。**）

【②企業等による農業参入への考え方】

- 1 **地域の農地は、地域の担い手農業者が活用することが原則。**
- 2 地域内に十分な担い手農業者がいない場合は、近隣地域等の担い手農業者が活用する。
- 3 上記1・2双方への貸付けが不調なケースでは、地元商工業者や企業の参入による活用。
 - ◎ 地元商工業者や企業による農業参入は、農地法による「地域調和要件」の観点等も含め地域農業者との円満な関係構築を図り、それぞれが持つノウハウ（栽培技術・商品化・販売手法等）を共有し進めることが望ましい。



【③新規就農希望者への考え方】

新規就農希望者は、農村現場との接点不足や営農実績の不足等から「**農地確保**」がこれまで最大の課題であり、その大多数は、初期投資や選定作物の関係から「**畑**」の借入を希望している。

一方、農地貸付希望者は耕作農地を一括して貸付けることを希望するケースが多く、土地利用型経営における担い手農業者が「**水田**」のみを希望していることから、「**畑**」のマッチングは不調な現状にある。

このアンマッチ（出し手は「**畑**」も貸したい・新規就農希望者は「**畑**」を借りたいが貸し手がない）を農地中間管理事業でマッチングしたい。



【④借受希望者リストを公表することの意義等】

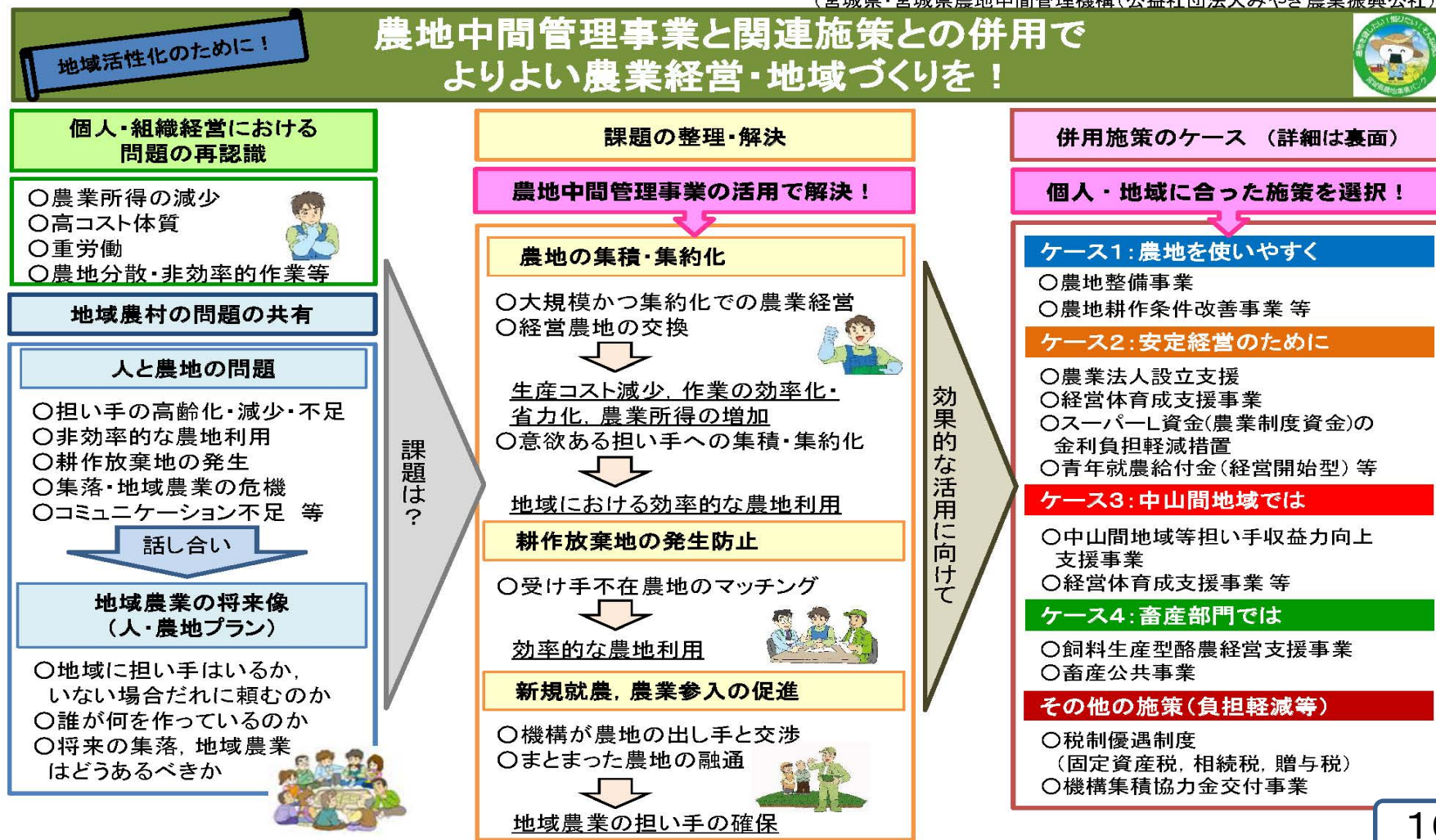
貸付先決定ルール上絶対に必要であり、事業の透明性・公平性確保から必要と考える。

しかし、H28年度において「**農地中間管理事業の公表情報の悪用が疑われる取り込み詐欺**」が発生したことから、リスト登録者について「**注意喚起**」は引き続き必要である。

【⑤農地中間管理事業と関連施策の併用】

国は農地中間管理事業とコラボした様々な制度や税のメリット等の創設により強力に事業活用を推し進めております。

(宮城県・宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社))



※市町村、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会、(株)日本政策金融公庫、農地中間管理機構、県等が連携し、支援を行っています。農地中間管理事業と上記等の関連施策を併せた活用で、農業経営・地域農業のより効果的な発展が期待されます。

農地中間管理事業との併用により、成果が期待される事業・制度の例（H28年度）

農地を使いやすく

農地整備事業区域において、換地と併せて農地中間管理事業を展開することにより、担い手への農地集積・集約化を実現

①農地整備事業【農村整備課】

水田地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、農地の更なる大区画化と地下灌漑施設等の生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施（※農地整備事業のうち農業競争力強化基盤整備事業は、農地中間管理事業のモデル地区内において、当該年度に機構との連携が確実と見込まれる事業要望を優先し、国予算が配分される）

②農地耕作条件改善事業【農村整備課】

担い手への農地の集積・集約化が行われ、又は基盤整備の実施により今後行われると見込まれる地域において、区画拡大、暗渠排水等に加え、土壌改良をはじめとする「受け手」のニーズに対応した基盤整備を支援（※本事業の実施区域は、農地中間管理事業の重点実施区域、当事業の実施により、重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域）

安定経営のために

農業法人化も見据えての農地中間管理事業活用による農地の確保、集積・集約に加え、機械・施設等の導入や新規就農者・雇用就農者の定着促進のための支援を活用

①農業法人設立支援【県担い手育成総合支援協議会】

法人化に向けた専門家（コンサルタント）の無料派遣等実施

③スーパーL資金（農業制度資金）の金利負担軽減措置

【日本政策金融公庫・農林水産経営支援課】

人・農地プランの中心経営体として位置付けられる等、担い手である認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減

⑤農業経営力向上支援事業【農業振興課】

集落営農の組織化・法人化及び複数個別経営の法人化等の取組等を支援（法人化（40万円）、集落営農の組織化（20万円））

②経営体育成支援事業（融資主体補助型）【農業振興課】

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が融資により、農業機械等を導入する場合、融資等の残額について事業費の3割を上限に支援

④青年就農給付金事業（経営開始型）【農業振興課】

独立・自営就農した認定新規就農者の定着を図るため、青年就農給付金を給付（年間最大150万円、最長5年間）

⑥農の雇用事業（雇用就農者育成タイプ）【県農業会議】

農業法人等が就業希望者を新たに雇用して、生産技術や経営ノウハウ等を習得させる研修を実施する場合に、研修経費の一部を助成（年間最大120万円、最長2年間）

中山間地域では

農地の集積・集約化と併せて、地域特性に応じた収益性改善のための支援を活用

①中山間地域等担い手収益力向上支援事業【農業振興課】

担い手が作成し、市町村が認定する「収益力向上計画」に基づき、（1）収益力の高い作物を導入する取組や（2）作物の価値向上を図る取組に対して、取組面積に応じて支援を行うもの（補助率：定額（5万円／10a以内））

③みやぎの農業・農村地域活力支援事業【農業振興課】

農業・農村地域において地域の創意と主体性に基づき、持続可能な農業経営と地域農業の活性化を目的として取り組む活動を支援（共同利用農業施設・機械の導入支援、6次化等（特産品づくり等）の支援、販売戦略（PR、販路拡大）支援）するもの

②経営体育成支援事業（条件不利地域補助型）【農業振興課】

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体が共同利用機械等を導入する場合の経費を支援する事業（補助率：整備内容の1／2以内（一部1／3）、4,000万円上限）

畜産部門では

輸入飼料依存からの脱却が課題である中、草地集積を図り、自給飼料の生産促進等の支援を活用

①飼料生産型酪農経営支援事業【畜産課】

自給飼料の生産を行い、かつ環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対して、飼料作物の作付面積に応じて交付金を交付等するもの（交付金単価 15,000円／ha）

②畜産公共事業（畜産担い手育成総合整備事業）

【みやぎ農業振興公社】

畜産地帯における安定的な粗飼料の確保と自給率向上のための飼料生産基盤の造成・整備、畜舎等の農業用施設の整備を行う事業

※掲載した事業・制度には、年度途中から活用できないものがありますので、ご注意ください。

【⑥農地中間管理事業実績（平成26～28年度）】

(単位:ha)

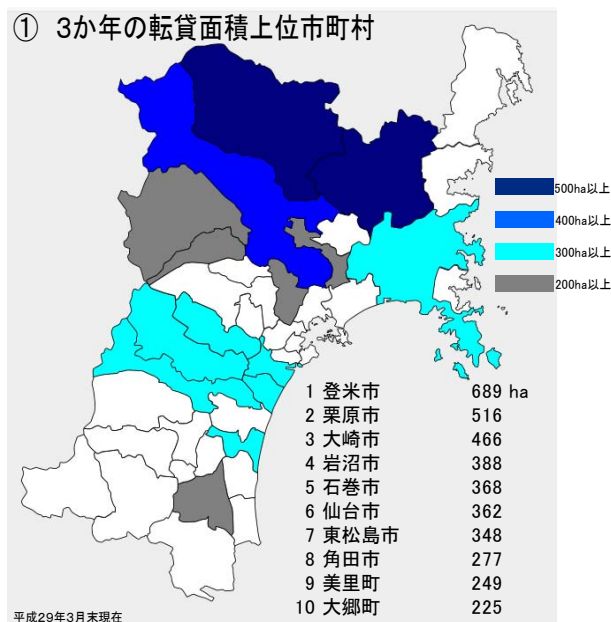
平成29年3月31日

No	市町村名	H22耕地面積 A	借受希望面積		機構借入面積										機構貸付面積										市町村名	備考		
			(H29.3.17) B	耕地面積 対比 % (B/A)	借入				解約				借入計 (解約除き) ④-⑦-C	耕地面積 対比 % (C/A)	借受希望 面積対比 % (C/B)	貸付(転借人のみ変更に伴う再貸付含む)				解約				貸付計 (解約除き) ⑪-⑭-D			耕地面積 対比 % (D/A)	借受希望 面積対比 % (D/B)
					① H26	② H27	③ H28	計④	⑤ H27	⑥ H28	計⑦	⑧ H26				⑨ H27	⑩ H28	計⑪	⑫ H27	⑬ H28	計⑭							
1	白石市	3,550.00	45.20	1.27	0.96	0.76	2.25	3.97	0.00	0.00	0.00	3.97	0.11	8.78	0.00	0.96	3.01	3.97	0.00	0.00	0.00	3.97	0.11	8.78	白石市			
2	角田市	4,720.00	580.30	12.29	64.13	132.91	87.78	284.82	0.94	0.00	0.94	283.88	6.01	48.92	47.81	138.65	97.09	283.55	2.37	3.99	6.36	277.19	5.87	47.77	角田市			
3	蔵王町	2,400.00	173.50	7.23	1.77	11.48	10.07	23.32	0.00	0.00	0.00	23.32	0.97	13.44	0.00	3.41	11.94	15.35	0.00	0.00	0.00	15.35	0.64	8.85	蔵王町			
4	七ヶ宿町	592.00	82.90	14.00	6.72	2.26	2.41	11.39	0.00	0.00	0.00	11.39	1.92	13.74	6.72	2.86	2.41	11.99	0.60	0.00	0.60	11.39	1.92	13.74	七ヶ宿町			
5	大河原町	611.00	122.10	19.98	0.21	0.62	10.18	11.01	0.00	0.00	0.00	11.01	1.80	9.02	0.21	0.62	9.73	10.56	0.00	0.00	0.00	10.56	1.73	8.65	大河原町			
6	村田町	1,650.00	186.00	11.27	0.00	23.41	5.83	29.24	0.00	0.00	0.00	29.24	1.77	15.72	0.00	11.05	18.19	29.24	0.00	0.00	0.00	29.24	1.77	15.72	村田町			
7	柴田町	1,020.00	340.30	33.36	8.23	35.28	19.05	62.56	0.55	2.11	2.66	59.90	5.87	17.60	8.23	35.28	19.05	62.56	0.55	2.11	2.66	59.90	5.87	17.60	柴田町			
8	川崎町	1,990.00	98.00	4.92	8.47	10.61	9.04	28.12	0.00	1.04	1.04	27.08	1.36	27.63	3.84	12.07	9.77	25.68	0.00	1.04	1.04	24.64	1.24	25.14	川崎町			
9	丸森町	3,230.00	263.40	8.15	34.32	55.41	58.77	148.50	0.00	0.22	0.22	148.28	4.59	56.29	34.32	54.37	47.44	136.13	0.00	6.11	6.11	130.02	4.03	49.36	丸森町			
10	仙台市	5,830.00	2,194.50	37.64	31.70	239.55	135.44	406.69	0.60	0.90	1.50	405.19	6.95	18.46	31.70	239.46	91.58	362.74	0.51	0.50	1.01	361.73	6.20	16.48	仙台市			
11	塩竈市	14.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	塩竈市	農業なし		
12	名取市	2,460.00	1,399.70	56.90	38.04	72.42	114.39	224.85	0.12	0.15	0.27	224.58	9.13	16.04	38.04	70.36	95.21	203.61	0.12	10.93	11.05	192.56	7.83	13.76	名取市			
13	多賀城市	358.00	151.70	42.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	多賀城市			
14	岩沼市	1,290.00	1,104.40	85.61	14.95	204.39	181.59	400.93	0.00	1.95	1.95	398.98	30.93	36.13	14.95	159.08	216.93	390.96	0.00	2.67	2.67	388.29	30.10	35.16	岩沼市			
15	亶理町	2,460.00	701.20	28.50	11.17	7.92	8.93	28.02	0.00	0.37	0.37	27.65	1.12	3.94	1.22	18.70	10.95	30.87	2.84	0.38	3.22	27.65	1.12	3.94	亶理町			
16	山元町	1,230.00	710.10	57.73	12.37	2.36	48.15	62.88	0.64	0.00	0.64	62.24	5.06	8.76	3.04	9.34	49.97	62.35	0.64	0.00	0.64	61.71	5.02	8.69	山元町			
17	松島町	1,010.00	244.50	24.21	0.57	53.48	15.53	69.58	0.00	0.41	0.41	69.17	6.85	28.29	0.57	53.48	9.72	63.77	0.00	0.41	0.41	63.36	6.27	25.91	松島町			
18	七ヶ浜町	119.00	116.30	97.73	0.00	64.05	21.02	85.07	0.00	0.00	0.00	85.07	71.49	73.15	0.00	64.05	21.02	85.07	0.00	0.00	0.00	85.07	71.49	73.15	七ヶ浜町			
19	利府町	461.00	30.30	6.57	1.64	0.00	0.00	1.64	0.00	0.00	0.00	1.64	0.36	5.41	1.64	0.00	0.00	1.64	0.00	0.00	0.00	1.64	0.36	5.41	利府町			
20	大和町	2,520.00	395.40	15.69	59.48	37.68	9.38	106.54	0.00	0.52	0.52	106.02	4.21	26.81	0.00	97.16	8.68	105.84	0.00	0.52	0.52	105.32	4.18	26.64	大和町			
21	大郷町	2,190.00	342.00	15.62	20.29	93.11	111.88	225.28	0.00	0.00	0.00	225.28	10.29	65.87	0.00	74.80	150.48	225.28	0.00	0.00	0.00	225.28	10.29	65.87	大郷町			
22	富谷市	717.00	70.50	9.83	0.00	0.00	12.05	12.05	0.00	0.00	0.00	12.05	1.68	17.09	0.00	0.00	12.05	12.05	0.00	0.00	0.00	12.05	1.68	17.09	富谷市			
23	大衡村	1,400.00	103.80	7.41	1.34	12.61	8.38	22.33	0.00	0.00	0.00	22.33	1.60	21.51	0.00	1.81	12.15	13.96	0.00	0.00	0.00	13.96	1.00	13.45	大衡村			
24	大崎市	19,000.00	4,487.60	23.62	7.90	293.08	213.62	514.60	4.08	0.10	4.18	510.42	2.69	11.37	4.79	285.55	185.40	475.74	2.43	7.24	9.67	466.07	2.45	10.39	大崎市			
25	色麻町	2,890.00	420.00	14.53	73.29	80.85	73.23	227.37	0.00	0.00	0.00	227.37	7.87	54.14	70.39	77.66	71.10	219.15	0.00	0.00	0.00	219.15	7.58	52.18	色麻町			
26	加美町	6,260.00	777.20	12.42	9.52	208.81	0.20	218.53	0.00	0.00	0.00	218.53	3.49	28.12	9.52	206.65	2.36	218.53	0.00	0.00	0.00	218.53	3.49	28.12	加美町	解約46㎡反映せず		
27	涌谷町	3,470.00	903.00	26.02	33.58	69.66	92.76	196.00	0.45	0.00	0.45	195.55	5.64	21.66	33.08	67.55	85.52	186.15	1.53	3.81	5.34	180.81	5.21	20.02	涌谷町			
28	美里町	5,010.00	1,292.60	25.80	33.11	169.78	57.07	259.96	0.88	1.10	1.98	257.98	5.15	19.96	11.47	189.42	50.63	251.52	0.88	1.54	2.42	249.10	4.97	19.27	美里町			
29	栗原市	18,500.00	3,080.00	16.65	108.69	302.66	163.68	575.03	1.66	5.58	7.24	567.79	3.07	18.43	90.08	255.68	198.89	544.65	1.66	26.52	28.18	516.47	2.79	16.77	栗原市			
30	登米市	18,400.00	3,615.60	19.65	64.54	450.71	241.31	756.56	0.62	2.95	3.57	752.99	4.09	20.83	6.35	393.87	296.70	696.92	2.56	4.89	7.45	689.47	3.75	19.07	登米市			
31	石巻市	9,360.00	3,578.30	38.23	95.82	157.50	153.01	406.33	0.86	0.17	1.03	405.30	4.33	11.33	2.89	162.86	208.09	373.84	0.76	4.23	4.99	368.85	3.94	10.31	石巻市			
32	東松島市	2,510.00	2,715.30	108.18	140.08	157.20	65.93	363.21	6.18	3.85	10.03	353.18	14.07	13.01	29.21	215.10	115.89	360.20	8.62	3.95	12.57	347.63	13.85	12.80	東松島市			
33	女川町	14.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	女川町	農業なし		
34	気仙沼市	1,430.00	78.10	5.46	0.00	2.86	37.54	40.40	0.00	0.10	0.10	40.30	2.82	51.60	0.00	2.86	37.54	40.40	0.00	0.10	0.10	40.30	2.82	51.60	気仙沼市			
35	南三陸町	989.00	49.00	4.95	0.00	0.00	32.10	32.10	0.00	0.00	0.00	32.10	3.25	65.51	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	南三陸町			
累計		129,655.00	30,452.80	23.49	882.89	2,953.42	2,002.57	5,838.88	17.59	21.52	39.11	5,799.77	4.47	19.05	450.07	2,904.71	2,149.49	5,504.27	26.08	80.94	107.02	5,397.25	4.16	17.72				
借入農地集積目標面積=			41,300.00	73.74																								

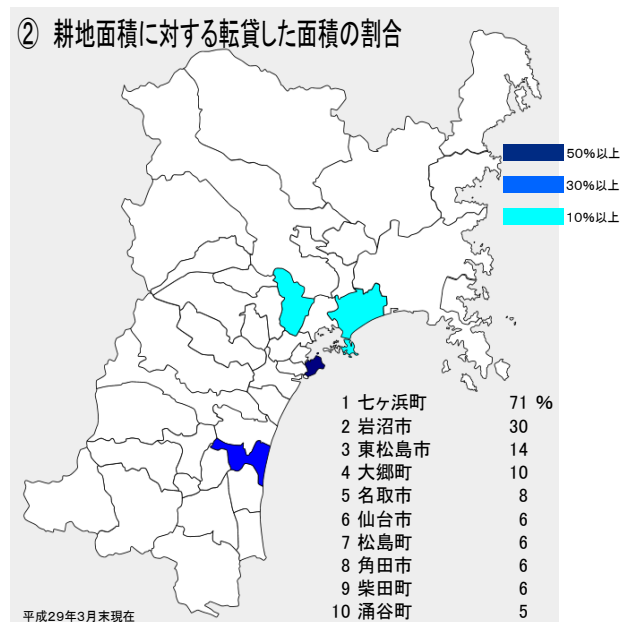
【⑦統計的にみる農地中間管理事業実績(平成26～28年度累計)】

平成29年4月26日
宮城県農地中間管理機構(みやぎ農業振興公社)

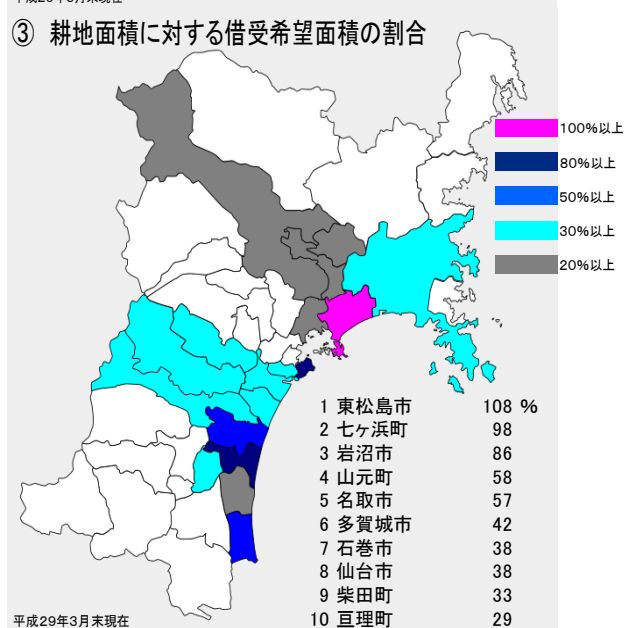
① 3か年の転貸面積上位市町村



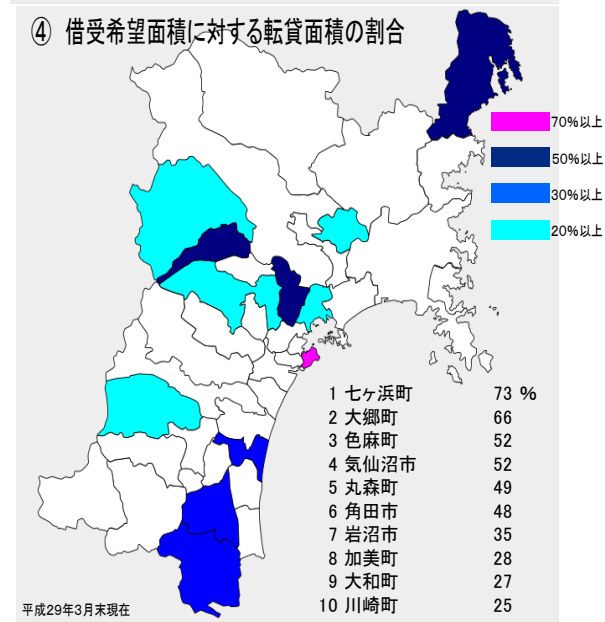
② 耕地面積に対する転貸した面積の割合



③ 耕地面積に対する借受希望面積の割合



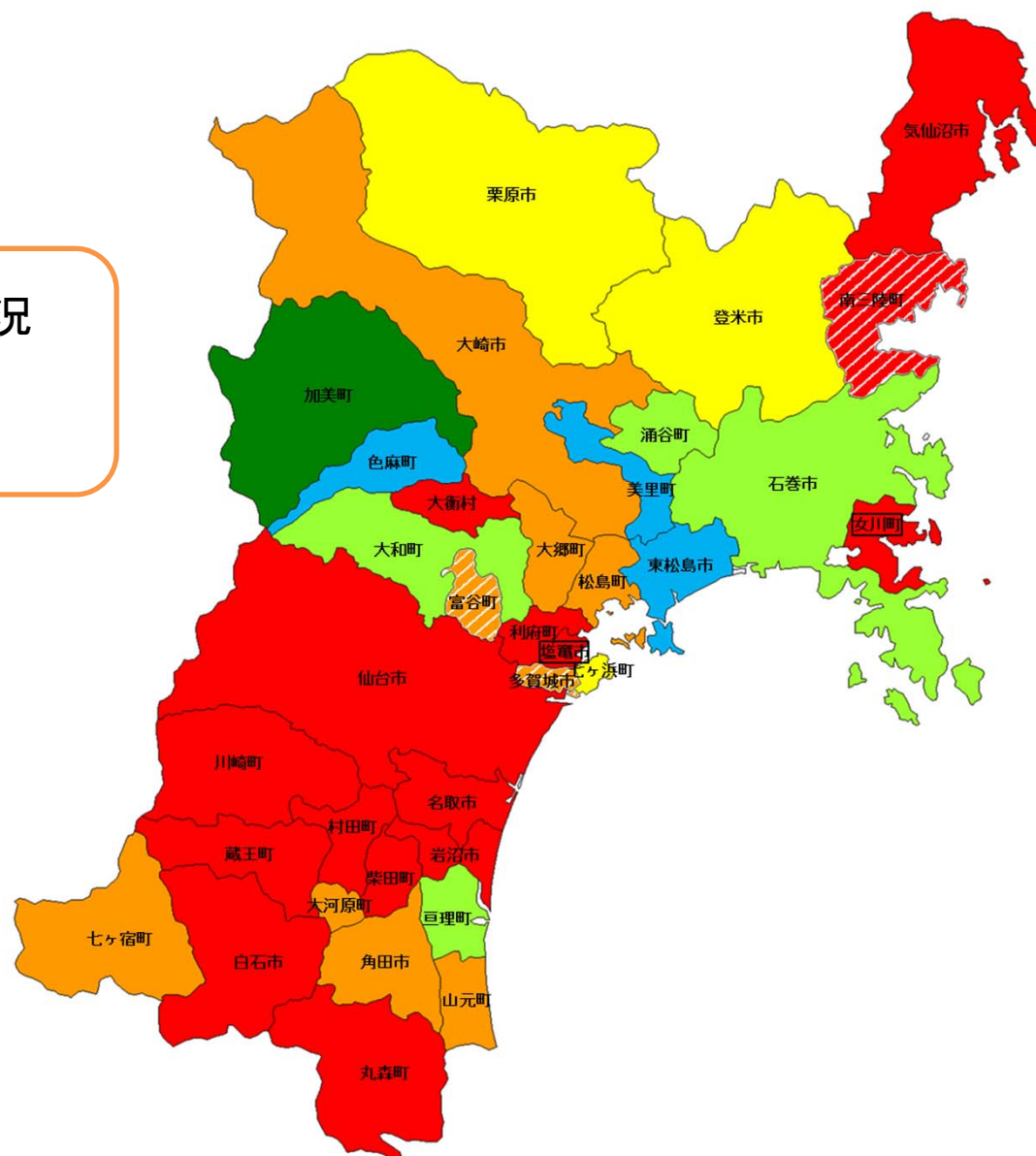
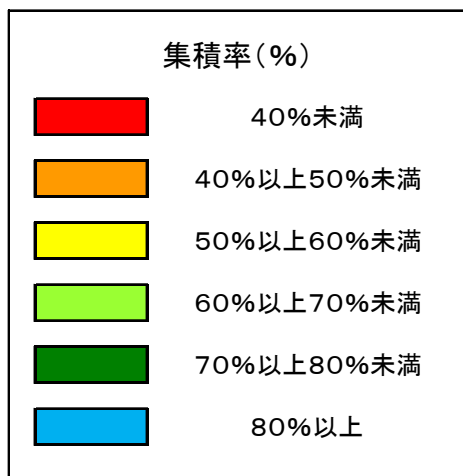
④ 借受希望面積に対する転貸面積の割合



【宮城県】

県内市町村の農地集積の状況

※東北農政局提供



※ 斜線がついている市町村は、27年度に機構事業の実績がなかった市町村。

5年に一度の和牛日本一決定戦 全国のブランド牛が宮城に集結!!

第11回 全国和牛能力共進会 宮城大会



牛政宗（うしまさむね）



開催期間：平成29年9月7日（木）～11日（月）

開催場所：種牛の部 夢メッセみやぎ
肉牛の部 仙台市中央卸売市場食肉市場

お問い合わせ先

「農地集積バンク」に関する詳細は、公益社団法人みやぎ農業振興公社のホームページの「宮城県農地中間管理機構」をご覧ください。下記へお問い合わせください。

- 公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）担い手育成部

TEL:022-275-9192 FAX:022-275-9195

HPアドレス <http://www.miyagi-agri.com/>

みやぎ農業振興公社

検索

- 宮城県農林水産部 農業振興課 経営構造対策班

TEL:022-211-2835 FAX:022-211-2839

- お近くの宮城県各地方振興事務所・地域事務所 農業(林)振興部
- 各市町村農政所管課・JAなどに設置している農地集積バンク相談窓口